

事務連絡  
平成19年12月21日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（業務担当）  
職業病認定対策室長補佐

「石綿による疾病の認定者別リストの内容精査実施要領」の一部改正について  
（特別加入者関係）

標記について、特別加入者に係る事業場の名称及び所在地の入力について、下記のとおり改めるので、これに従い事務処理を進められたい。

#### 記

#### 1 実施要領2の(2)のイ

「認定者が特別加入者の場合には「特別加入」、事業場が不明な場合は「事業場不明」と訂正」とあるところ、「認定者が特別加入者（一人親方及び特定作業従事者に限る）の場合には「特別加入」、事業場が不明な場合は「事業場不明」と訂正」とする。

※ 中小事業主等及び特定作業従事者の特別加入者については、事業場の名称確認を行い、必要に応じて実施要領に定める訂正を行うこと。

#### 2 実施要領2の(3)

「認定者が最終ばく露作業に従事していた当時の事業場の名称を入力。「支給決定時の事業場名」【リスト項目6】と同一の場合は「1」を入力。」とあるところ、「認定者が最終ばく露作業に従事していた当時の事業場の名称を入力。「支給決定時の事業場名」【リスト項目6】と同一の場合及び同項目で「特別加入」と入力したものについては「1」を入力。」

#### 3 実施要領2の(5)

「支給決定時の事業場所在地を市・郡単位から正確に記入。」とあるところ、「支給決定時の事業場所在地を市・郡単位から正確に記入。ただし、「支給決定時の事業場名」【リスト項目6】を「特別加入」としているものについては、空欄とする。」とする。